

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、国道1号、24号、第二京阪道路、京滋バイパス等の国道や高速道路が走る交通の要衝に位置しており、優れた立地環境を有している。令和3年の経済センサスー活動調査によると、東西約3.5km、南北約4.3km、計13.86km²のコンパクトシティでありながら、1,518もの事業所が集積し、うち製造業は511で全産業に占める割合が33.7%と、数多くの様々な種類の製造業が立地している。

しかし、本町の人口は、令和4年推計人口調査では14,987人で、昭和60年の19,136人をピークに減少に転じている。年齢3区分別人口比率の推移では、年少人口（0～14歳）比率及び生産年齢人口（15～64歳）比率は近年低下しているが、老年人口（65歳以上）の比率は拡大している。

こうした中、1,518もの事業所の大半を占める中小企業者を中心に、人材の確保が困難な状況であるという声が多く上がっており、町としても中小企業者に対する補助制度等の取組強化を図っているが、本町における有効求人倍率は近隣市町村と比較しても依然として突出した高い水準が続き、令和6年12月現在、5倍を超える高さであり、労働力不足を物語っている。

(2) 目標

本計画を策定することによって、町内中小企業者、とりわけ人材不足が著しい製造業の生産性を向上させ、事業所の撤退や廃業を防ぐとともに、広域幹線道路網が整備された立地条件を活かしたさらなる「ものづくり企業」の振興を図る。

具体的には、約511社もの製造業の事業所を、将来においても維持し、発展させていくことを目指し、本計画期間内において10件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した中小企業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町における労働力の不足は喫緊の課題であり、それを解消する可能性を高め、生産性をより向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

労働力の不足は本町全域で顕在化していることであり、それを少しでも解消する可能性を高めるため、対象地域の限定はおこなわない。

(2) 対象業種・事業

労働力の不足は本町における様々な業種・事業で顕在化していることであり、それを少しでも解消する可能性を高めるため、業種・事業の限定はおこなわない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年4月1日から令和9年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・雇用の安定のため、人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の対象としない。また、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当って不利にはならない。
- ・健全な地域経済の発展のため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。
- ・先端設備等導入計画の認定対象者は、町税を完納しているものとする。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。